

第5期大分市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画（案）の概要

1. 計画の位置付け

○地域福祉計画	社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する行政計画 「地域福祉の各分野における共通的な事項」を記載する福祉の上位計画
○地域福祉活動計画	社会福祉法第109条に規定されている社会福祉協議会が策定する民間の「行動・活動」計画

地域福祉とは、住み慣れた地域で、お互いが支え合い助け合うことにより、誰もがそれぞれの個性を活かし、地域の一員として生活を送ることができる地域社会をつくることです。地域社会の担い手不足、地縁の希薄化などにより、地域における支え合いの機能低下や、地域が抱える課題が多様化しており、こうした課題を解決するためには、分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えた社会の構築が求められています。引き続き、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することで、これまでの取り組みを継続しつつ、新たな課題にも対応していきます。

2. 計画期間

○令和6（2024）年度～令和10（2028）年度（5年間）

3. 関連計画との一体的な策定

地域福祉計画と一体的に施策の展開を図るため下記計画を内包して策定

○大分市成年後見制度利用促進基本計画	・成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく計画
○大分市再犯防止推進計画	・再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく計画
○大分市重層的支援体制整備事業実施計画	・社会福祉法第106条の5に基づく計画

					(年度)	
令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和10 2028
第4期大分市地域福祉計画・ 第5次地域福祉活動計画					第5期大分市地域福祉計画・ 第6次地域福祉活動計画	
大分市成年後見制度 利用促進基本計画			第2期大分市成年後見 制度利用促進基本計画			
大分市再犯防止 推進計画				第2期大分市再犯防止 推進計画		
大分市重層的支援体制 整備事業実施計画					大分市重層的支援体制 整備事業実施計画	

4. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	取り組み
支え合って 共に生きる ひとが主役のまちづくり	1. お互いに支え合うひとづくり	(1) 地域福祉活動への参加推進	① 地域福祉への意識の醸成
		(2) 地域福祉に関する学びの機会充実	① 地域課題解決にむけた人材養成
			② 担い手の発掘・養成
	2. 地域で支え合う場づくり	(3) 人権教育・啓発	③ 活動しやすい環境づくり
		(1) 地域住民の交流促進	① 地域での人権意識の啓発
			① 地域活動へのきっかけづくり
	② 地域と学校の連携		
	③ 交流の場づくりや交流促進への支援		
	(2) 住民が地域活動に参加しやすい環境づくり	④ 情報発信	
		(1) 困りごとをキャッチしやすい環境づくり	① 市社協の体制強化
			② 住民相互の見守り支援活動の充実
			③ 地域活動への支援
3. 誰もが安心して暮らすための体制づくり	(2) 誰もが相談しやすい支援体制の整備	① 分かりやすい情報提供	
		② 相談体制の充実	
	(1) 困りごとをキャッチしやすい環境づくり	① 顔の見える関係の構築	
		② 生活困窮者への支援	
		③ 市役所の体制整備	
		④ 専門・相談機関の連携強化	
	(2) 誰もが相談しやすい支援体制の整備	① 成年後見制度の利用促進	
		② 権利擁護における体制強化	
		③ 再犯防止の推進	
		④ 地域特性に応じた移動支援	
	(3) 権利擁護の推進	② 空き家等への対策	
		③ 安全・安心の環境整備	
④ 地域防災力の強化			
(4) 安心して暮らせるための基盤づくり			